

身延町社会福祉協議会
第3次地域福祉活動計画

令和4年3月

社会福祉法人 身延町社会福祉協議会

目 次

第1章 地域福祉活動計画の概要	
1 地域福祉活動計画策定の意義	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
第2章 地域福祉活動計画の基本方針と基本目標	
1 基本方針	4
2 基本目標	5
3 計画の体系	6
第3章 基本計画	
1 支えあいの地域福祉活動を展開する	6
(1) 地域福祉ネットワークの構築	6
(2) 地域福祉への理解の浸透	8
(3) 地域福祉活動の担い手の育成	11
(4) 情報提供と相談体制の充実	12
2 安心して暮らせる福祉環境を整備する	13
(1) 福祉サービスの利用支援	13
(2) 日常生活自立支援	17
(3) 災害時等緊急体制の整備	18
(4) 安全・安心な地域をつくる防犯体制の整備	19
(5) ユニバーサルデザインのまちづくり	20
第4章 計画の推進	
1 自助・互助・共助・公助の推進	27
2 地域包括ケアの推進	27
3 協働による計画の推進	28
4 計画の評価と見直し	28

第1章 地域福祉活動計画の概要

1. 地域福祉活動計画策定の意義

人口減少が急激に進む身延町においては、高齢化率が47.6%に達し、0歳から14歳までの年少人口は6.1%（いずれも令和3年4月1日現在）と超少子高齢化はここ数年来の大きな課題となっています。核家族化に加え、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加し、家族内の見守りや介護機能の低下、地域連帯感の希薄化によるコミュニティの脆弱化が叫ばれる中で、地域においては生活困窮、災害時支援、消費者被害など、地域からの孤立に起因する様々な生活課題も深刻化しています。

このような現状を踏まえ、社会福祉協議会が中心となって、地域における「新たな支えあい」を求めて、行政と住民の協働による地域福祉の構築に努めていかなければなりません。

「地域福祉活動計画」は、町社協が地域住民や福祉事業者等と連携し、福祉のまちづくりを目指し、それぞれの取り組みを定めたものです。この計画は、地域住民のみなさんが主体的に活動するために、みなさん自身ができることをまとめた計画とも言えます。地域に住む高齢者や障がい者等の福祉課題を地域の課題として受けとめ、自分ができることを考え、地域で取り組んでいくことが重要です。

また、地域における多様な福祉活動を行う団体が互いの活動について認め合い、地域の福祉課題について共有化することをめざす計画でもあります。

個人やひとつの団体では対応できない福祉課題を、地域と福祉事業者等が連携して取り組み「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる協働の福祉活動」をつくっていくことが大切であり求められています。

2. 計画の位置づけ

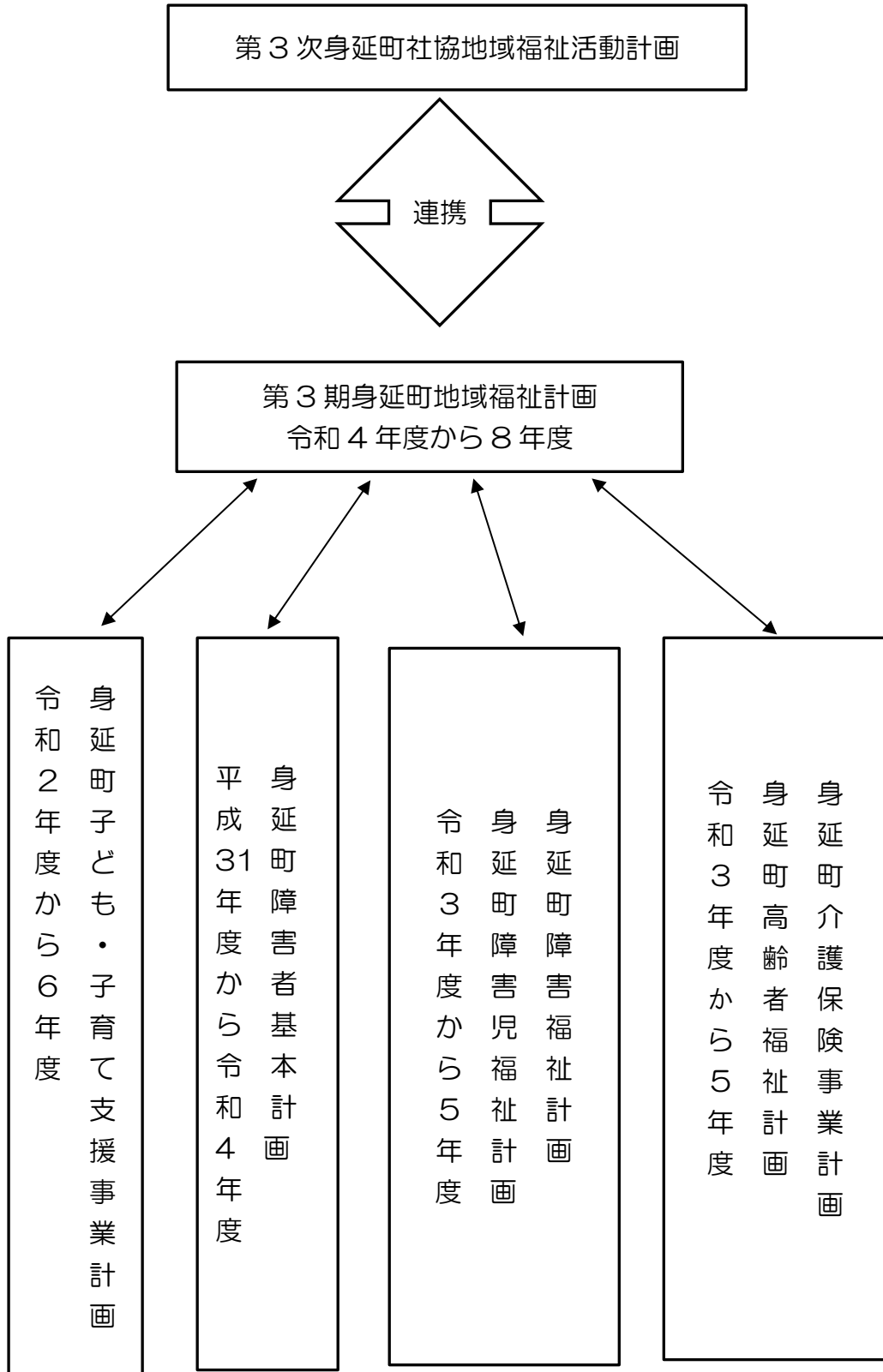
市町村社会福祉協議会は、①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、④そのほか社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行い、これらの事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であると社会福祉法第109条に規定されています。

平成12年に改正施行された社会福祉法に基づいて、地域福祉推進に対する「理念」や「仕組み」を定めた総合的な方向性や施策を示す計画「地域福祉計画」が作成されました。

町において町民と行政が協働による地域福祉を推進するために策定された「身延町地域福祉計画」を連携・協働のもとに計画的、効率的に推進していくための計画として社協では「身延町地域福祉活動計画」を策定します。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強しあいながら、地域福祉を進展させていくものです。

地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係



3. 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、計画期間中の毎年度において計画の評価をし、必要に応じて見直しを行います。

また、身延町と連携して一体的に地域福祉を推進していくために、計画期間を「第3期身延町社会福祉計画」とあわせるものとします。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
身延町社協第3次地域福祉活動計画					身延町社協第4次地域福祉活動計画				

第2章 地域福祉活動計画の基本方針と基本目標

1. 基本方針

「助けあい、心のふれあうひらかれた町をつくる」

町が福祉行政を推進していく立場で行う「公助」、地域住民同士が協力して助け合う、あるいは行政と地域住民による協働、ボランティア等の団体や関係機関が相互に連携し補い合って地域の福祉ニーズや課題の解決を図る「共助」、住民自身や家族で解決できるところは自分達でやるという「自助」、三者がそれぞれの立場で力を発揮し最適な組み合わせを創り上げて地域福祉を推進していくことが求められています。

社協は、この「共助」を推進していくための中核的な団体として、地域住民と行政、地域住民相互、福祉関係団体や関係機関との連絡調整や組織化を推進していきます。

地域に住む住民が主体となって自主的な活動が推進できるような社会福祉協議会としての支援のあり方、地域の各種団体・関連機関の連携、協働のあり方や役割をまとめ、町の基本理念である「助けあい、心のふれあうひらかれた町をつくる」を基本方針として地域のみんなで支えあう福祉のまちづくりをともに進めます。

2. 基本目標

基本方針である「助けあい、心のふれあうひらかれたまちをつくる」を具体化していくため、次の基本目標を立て、これに基づく計画を推進していきます。

○ 支えあいの地域福祉活動を展開する

すべての町民が地域において、心豊かで快適に暮らし続けるためには、地域住民同士の支えあいが不可欠であることは言うまでもありません。しかし、近年、生活様式や価値観の多様化などにより、地域の日常的なつながりが希薄化し、地域活動等への参加者も年々少なくなりつつあります。

そこで、地域住民のコミュニティ意識を高め、地域組織による活動がこれまで以上に活性化され、日ごろから地域住民同士の支えあい・助けあいが実践されるよう、地域住民の自発的な地域福祉活動を促進します。

○ 安心して暮らせる福祉環境を整備する

加齢や障がい、子育てなどさまざまな問題が深刻化する中で、悩みや不安を解消し、福祉サービスを受けながら安心して生活できることはすべての住民の願いです。

そこで、相談体制の充実をはじめ、サービス利用者への支援やサービスの質の確保、福祉情報の収集・発信など、情報の共有に努めます。

また、いつ発生してもおかしくない東海沖地震・南海トラフ地震などの災害や、高齢者や障がい者、子どもなど比較的弱い立場の方々を狙った犯罪や交通事故などに備えた安全・安心のまちづくりが求められています。

そのため、誰もが安心して暮らせる福祉環境づくりを進めます。

3. 計画の体系

本計画で進めていく施策は次のとおりです。

基本方針	基本目標	取り組み目標
助けあい、心の ふれあうひらか れた町をつくる	1 支えあいの地域福祉活 動を展開する	(1) 地域福祉ネットワークの構築
		(2) 地域福祉への理解の浸透
		(3) 地域福祉活動の担い手の育成
		(4) 情報提供と相談体制の充実
	2 安心して暮らせる福祉 環境を整備する	(1) 福祉サービスの利用支援
		(2) 日常生活自立支援
		(3) 災害時等緊急体制の整備
		(4) 安全・防犯体制の整備
		(5) ユニバーサルデザインのまちづく り

第3章 基本計画

1. 支えあいの地域福祉活動を展開する

(1) 地域福祉ネットワークの構築〈拡大〉

【現状と課題】

地域福祉活動は、民生委員・児童委員などの各種委員や区・組等の自治組織、事業者やボランティアなど地域を構成する様々な団体や関係機関等で推進しています。それぞれがそれぞれの目的のために活動していますが、一体的な地域福祉の推進を図る機会はほとんどないのが現状です。

自分たちの住むところで見えてくる福祉の問題には、自分たちだけで解決し対応することはとても大変なことです。問題を共有し、解決への糸口を見つけるためには、日頃からの地域のつながりが欲しいものです。

地域の福祉の問題を解決するために同じ情報を共有し、地域全体での解決を目指す「地域福祉ネットワーク」の構築を推進していきます。

【施策体系】

(1) 地域福祉ネットワークの構築	① 地域福祉活動の推進
	② 各種団体組織の活動支援および連携
	③ 生活支援体制整備事業による支えあいの地域づくり

【施策】

① 地域福祉活動の推進

○小地域福祉活動の実施

区又は区を単位として区長が認めた団体に対し、地域福祉の推進を図るための住民による活動に要する経費を予算の範囲内で助成しています。

地区・集落において、子どもから高齢者までの幅広い世代の交流・活動の場として、区長、民生委員・児童委員、福祉協力員等関係者が協議して活動していただき、住み慣れた所で、住民主体の活動が定期的に行われることにより、地域内の変化への気づきが生まれ、住民同士の支えあい、助けあいの意識が高まることが期待されます。

また、小地域福祉活動には、赤い羽根共同募金配分金などを原資として助成金を交付していますが、地域での福祉活動が、より円滑に進むよう制度の効果的な運用を検討していきます。

○福祉協力員の設置

福祉協力員は、区長からの推薦により各区に1名以上を置き、身延町社会福祉協議会会長が委嘱しています。

福祉協力員の役割は、地域における福祉の推進、地域住民のニーズ把握と連絡調整、区長や民生委員・児童委員との連携・協力、社協事業への参加・協力ですが、今期計画においては地域のネットワークをさらに強化していきます。

また、福祉協力員には、社会福祉協議会の各種事業をより広く理解していただくために、地域福祉の充実に繋がるような研修会等を企画します。

② 各種団体組織の活動支援および連携

○各種団体の事務局担当

すこやかクラブ（老人クラブ連合会）、身体障がい者福祉会、ボランティア連絡協議会等の事務局を担当し、本会及び支部の事務及び行事運営に携わっています。各団体とも会員の確保が課題となっています。団体の衰退を防ぐとともに、新たな時代の課題に取り組める組織の充実を目指して、地域での活動強化の推進を図ります。

○各種福祉関係団体等との情報の共有

各種福祉関係団体等に対して、情報の提供や情報の収集を積極的に行い、情報の共有化を図ります。

③ 生活支援体制整備事業による支えあいの地域づくり

○生活支援体制整備事業

この事業は、少子高齢化・人口減少が進む身延町の今後の町づくりの一つの方向性として、地域住民等が連携して高齢者等の日常生活を支援するための仕組み（体制）を創ることを目的とするものです。

平成30年11月に「身延町地域支えあい協議会」が設置され、地域における「支えあい」の取り組みが始まりました。困ったときに「助けて」「いいよ」と言える「お互い様の地域づくり」を推進する地区ごとの活動も令和元年度から開始されています。

従来の公的福祉サービスだけでは不十分な地域において、身近な生活課題に対応できる「支えあい」を進めるための地域福祉のあり方を協議し、事業を推し進めてまいります。

(2) 地域福祉への理解の浸透〈継続〉

【現状と課題】

感受性豊かな子どもたちからいろいろな体験を通して「思いやりの心」「ともに生きていく心」を育んでもらうために、町内の保育園、小中学校に福祉教育推進校として、活動助成金を交付し福祉教育への支援を行っています。

また、子どもから高齢者までが世代間を超えた理想的なつながりを持つよう、ふれあい、健康づくり活動を推進するための普及啓発、地域の健康意識の向上、地域福祉の充実、ボランティア活動の高揚を図る場として、社協や各種団体等が参加するイベントを開催しています。

さらに福祉に対する関心を高め、地域福祉への理解を一層深められるよう、学校教育や生涯学習など多くの機会を通じて、「支えあいの地域づくり」を意識した福祉教育や啓発活動を進めます。

【施策体系】

(2) 地域福祉への理解と浸透	① 福祉教育の推進
	② イベント参加による福祉の推進
	③ 赤い羽根共同募金の推進
	④ 環境・支えあいの推進

【施策】

① 福祉教育の推進

○学校での福祉教育

子どもの頃から福祉に対する理解と関心を高め、福祉の心の育成や地域社会との連携意識を育むことを目的とし、町内の小中学校で行われる福祉教育やボランティア体験学習の実施に協力します。

○児童・生徒への福祉教育

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせることを「幸せ」や「ゆたかさ」と感じ、共に「支えあい・育てあう福祉の心を育む」ため、小中学校でのボランティア学習や福祉体験事業を実施します。

② イベント参加による福祉の推進

○みのぶまつりへの参加

毎年開催される「みのぶまつり」において、町内の小中学校、高校から募集した福祉作文・ポスターの入賞者を表彰し、作品展示を行っています。

また、社会福祉事業に功労のあった者、並びに社会福祉活動が優秀な地区、団体及び社会福祉活動に協力援助した者に対し、表彰状、感謝状を授与し、その功績を讃えるとともに、地域福祉事業の大切さを地域住民に周知しています。

このほか、社協で実施しているデイサービス、生きがい広場の利用者及び身体障がい者福祉会会員が作成した作品を展示するなど、日頃発表等の機会の多くない高齢者の自己表現の場としています。

これらの事業は、新規計画においても引き続き実施してまいります。

③ 赤い羽根共同募金の推進

○配分金による助成

地域福祉の推進を図るため、町内の世帯、施設、学校、企業等に協力をお願いし、家庭募金、街頭募金、大口・事業所募金、職場募金、地域募金を行っています。

集められた寄付金は、その区域内における地域福祉の推進を図るために配分され、福祉活動・福祉教育・福祉関係団体への助成、各種団体への配分、低所得者への慰問、社協事業等に使用しています。

地域福祉の充実のため募金が効率的に活かせるように、ニーズの把握を確実に行うとともに、住民に募金を呼びかける際には、募金がどのような事業に活かされているかを広報し、制度をより深く理解していただけるよう努めていきます。

④ 環境・支えあいの推進

○エコキャップの回収

日常生活のなかで頻繁に利用されているペットボトルのキャップを一般のごみに混ぜてしまうと焼却処分され二酸化炭素の源になり、埋め立て処分されても土壌を汚染し環境を破壊することになります。

ボトルキャップを分別回収することにより再資源化を促進し、二酸化炭素の発生を抑制でき、売却益で世界の子どもにワクチンを届けることができます。

このエコキャップリサイクル活動への取り組みは、小さい活動ではありますが、環境や貧困など、世界が直面する様々な課題や途上国への支援について、「学び、考え、行動する」契機となり、環境・福祉教育などの観点も含めて取り組みを工夫する中で活動を継続して行きます。

また、「社協だより」「ボランティア情報誌」等を通じて、キャップの回収への協力をお願いするなど、さまざまな機会を通じての広報活動にも努めます。

(3) 地域福祉活動の担い手の育成〈継続〉

【現状と課題】

「人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていきたい」と誰もが思っています。

住みよい地域をつくっていくための地域福祉を推進していく担い手は、一人ひとりの町民であり、その中で自主的に福祉活動などを推進しているボランティア活動はその主翼を担うもので、町内では多くのボランティア団体が活躍しています。

ボランティアセンターでは、各種講座の開設やボランティア団体への助成、相談・助言、体験学習、情報収集・広報活動、交流の場づくりなど、町民のボランティア活動の支援や、ボランティア情報の提供などを行っています。

各ボランティア団体では、活動の担い手の固定化や高齢化が懸念されていて、ボランティア活動継続のためには、新たな参加者を増やし、幅広い年齢層から人材を発掘し、活動リーダーを育成していく必要があります。

【施策体系】

(3) 地域福祉活動の担い手の育成	① ボランティア活動の育成支援
-------------------	-----------------

【施策】

① ボランティア活動の育成支援

○ボランティアセンターの事業推進、機能強化

ボランティアを身近に感じていただき、今後のボランティア活動へつながるよう、ボランティア体験事業や講座を企画、運営します。

また、ボランティア活動を支援するため、わかりやすい情報を提供し、相談機能や連絡調整機能を強化します。

○ボランティアの養成講座の開催

手話教室など地域ボランティア学習会を継続して開催し、ボランティアのスキルアップ、新たなボランティアの育成に努めます。

○ボランティアをPRするイベントの開催

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、「地域での支えあい活動」を基本にしたボランティア活動を推進します。

毎年開催している「ボランティアの集い」は継続して開催し、住民として何ができるのか、何が必要なのかを考える場として、さらには新たな活動者の発掘の場とします。

○ボランティア活動への支援、協力、助成

個人や団体が安心してボランティア活動を継続できるよう相談・支援・活動費等の助成を行います。

(4) 情報提供と相談体制の充実〈継続〉

【現状と課題】

社会福祉協議会が発行する「社協だより」で事業計画・予算、事業報告・決算、実施事業の紹介、寄付者の紹介、役員紹介、共同募金運動への協力などの情報をお知らせしています。また、「ボランティア情報誌」を発行し、ボランティア情報等の提供をしています。

そのほか、「広報みのぶ」「みのぶ議会だより」「社協だより」「ボランティア情報誌」をテープに録音して、目の不自由な方や身体に障がいがあっても寝たきりの方などに「声の広報」としてお届けしています。

日常生活の中での様々な心配ごと、悩みごと、困りごとなどストレス社会と言われる現代での不安や生活課題は多様化・複雑化してきています。高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、支援を必要とする人たちが気軽に相談できる相談窓口を設置し、相談に応じています。

毎月第2・第4金曜日に身延福祉センター、下部保健福祉センター、中富すこやかセンターの3箇所で、行っている心配ごと相談事業は民生委員・児童委員を相談員としてお願いし実施しています。

また、高い専門性を必要とする相談には、弁護士による無料法律相談を開設し、年に6回実施しています。

【施策体系】

(4) 情報提供と相談体制の 充実	① 広報啓発活動の推進
	② 相談支援の推進

【施策】

① 広報啓発活動の推進

○社協だより・ボランティア情報誌の充実

多くのみなさんに読んでもらえる広報誌となるように、内容を充実させ、読みやすい紙面構成で、身近な地域における情報源となるよう努めます。

また、広報編集委員会を設置し、住民目線の広報づくりに努めてまいります。

② 相談支援の推進

○心配ごと相談事業の充実

現在、3地区で開設されている相談所は、地域の民生委員・児童委員により行われています。相談のしやすさといった利点もありますが、専門的な問題や相談対応で困難な事例もあるので、弁護士等専門的な講師を招いて研修会を開催するなど相談員のスキルアップに努めます。

○弁護士無料相談事業の充実

専門性を要する相談に対応するため、弁護士による相談事業を引き続き開催します。今後は、相談件数、受付状況などを見極めながら事業内容を検討し、事業の充実を図っていきます。

2. 安心して暮らせる福祉環境を整備する

(1) 福祉サービスの利用支援〈拡大〉

【現状と課題】

障がいの有無や年齢に関係なく、誰もが住み慣れた地域で共に生活できる社会を実現しようと言う福祉の基本理念があります。このことを実現するための取り組みのひとつとして福祉サービスの受託事業や介護保険事業を行っています。可能なかぎり地域社会の一員として、その家族・地域の中で生活していくための福祉サービスを安心して利用していただくためには、情報を正確・適切に提供することが求められています。

また、居家で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者を介護している家族のリフレッシュ、意見・情報交換の場づくり、男性の一人暮らし等の食生活

における予防支援等を実施しています。

なお、福祉サービスが十分に提供できていない山間地域へは、福祉ニーズの把握を確実につかむための支援体制を今後追及してまいります。

【施策体系】

(1) 福祉サービスの利用支援	① 在宅福祉活動の推進
	② 介護予防事業の推進
	③ 介護保険事業所の充実
	④ 障がい福祉サービス事業所の充実
	⑤ 家族介護者交流事業の推進
	⑥ 各種貸付事業の充実
	⑦ 養育支援訪問事業の実施

【施策】

① 在宅福祉活動の推進

○高齢者福祉施策の充実

町からの委託を受けた在宅支援事業を実施しています。

1人暮らしや虚弱高齢者世帯等に対し、食事を提供し安否確認を行う「配食サービス」、通所により社会的孤立感を解消し、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図る「生きがい活動支援通所サービス」、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅ひとり暮らしの高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに要介護状態になることを予防する「ホームヘルプサービス」を社協が受託しサービスを提供します。

受託者である社協からも現場の状況を町へ伝えるなど、町との連携を取りながらより充実した施策として展開ができるよう心がけます。

○障がい者福祉施策の充実

身延町と委託契約を交わし、移動支援事業を実施しています。

野外での移動に困難がある障がい者（児）に対し外出の為の支援を行い、買い物や通院などの社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出時に必要な介助及び支援を行います。

まだ利用者は少ないのですが、事業を進めていくにあたっては、町と話し合いを行う中で、該当者へのアプローチも進めて行き、潜在化しているニーズに corres 応するようにします。

② 介護予防事業の推進

○軽運動教室の実施

前計画においては、食生活を通して要介護状態に陥らないための健康管理知識と調理技術の習得を目的に料理教室を開催してまいりましたが、今計画では軽運動とウォーキングにより普段から体を動かす習慣を身に着け、健康で生き生きした生活を送ることができるよう支援します。

なお、事業を実施していくなかで、参加者のニーズを把握し事業の充実を図ります。

③ 介護保険事業所の充実

○事業所の運営

要介護、要支援状態となった場合においても、住みなれた場所で自立した日常生活を営むことができるように支援する3事業（居宅介護支援、通所介護、訪問介護）を運営しています。独立採算事業であり、今後も厳しい経営状況が見込まれますが、そのような状況下にあっても効率的かつ効果的で適切な事業運営に努め、利用者本位で信頼される質の高い福祉サービスを提供してまいります。

近年は民間の介護事業所が多く事業展開していることから、「福祉サービスの平等な提供」という観点から、町との連携も含めながら、民間事業所では困難と思われる事例についても積極的に受け入れ公益性の高い福祉サービスを提供していきます。

④ 障がい福祉サービス事業所の充実

○事業所の運営

障がい者及び障がい児が地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護事業所を運営しています。

障がい者、障がい児の個別ニーズに基づく生活支援サービスの充実に町と連携して努めて行きます。

⑤ 家族介護者交流事業の推進

○在宅介護者の集いの開催

在宅で家族を介護している方や介護を受けている方、介護従事者、介護経験者、介護に関心のある方が集う場を設け、介護の悩みや相手を気軽に話ができる場として開催します。

在宅で介護している介護者のニーズに対応し、介護者の負担の軽減を図り、在宅生活の向上を支援します。

⑥ 各種貸付事業の充実

○社会福祉金庫貸付事業の実施

緊急一時的に生活困難となった身延町に居住する世帯に対し、無利子で一時的に生活に要する資金を貸し付けて経済的自立を図る事業です。

低所得者に対し、生活意欲の助長と世帯の更生に必要な支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的として実施しています。

身延町社協の独自事業で、10万円を限度として比較的早く貸付ができることから、利用件数も多くなっていますが、貸し付け条件やそれに伴う書類審査等を厳正に行い、適正な事業執行及び債権管理に努めます。

○生活福祉資金貸付事業の斡旋

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。都道府県社協が実施主体となり、申し込み受付や生活全般にかかる総合相談、償還等の業務を市町村社協に委託されています。また、資金の貸し付けによる経済的援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。

実施主体である県社協と窓口となる町社協が連携を密にして、より良い運営を図っていきます。

⑦ 養育支援訪問事業の実施

○養育支援訪問事業

令和元年度から身延町と委託契約を結び養育支援事業を実施しています。様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、育児・家事援助を行います。

(2) 日常生活自立支援〈継続〉

【現状と課題】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものが「日常生活自立支援事業」です。

一人暮らしや認知症の高齢者が増加していくなかで、判断能力の低下により財産の管理やサービス利用の援助を必要とする人がいます。地域包括支援センター及び町福祉保健課等と連携を図りながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを通じて、支援が必要な人の生活を守り、自立を促す事業を展開し、認知症高齢者等が安心して暮らせる社会づくりを進めています。

日常生活自立支援事業における、「基幹的社協」として山梨県社協の事業の一部を受託し、本町における利用者への早期サービス提供を行います。

身延町のほか早川町、南部町の利用者と契約を結ぶ業務も行わなければならないため、当該社協生活支援員との連携が重要となってきます。

【施策体系】

(2) 日常生活自立支援	① サービス利用者への自立支援事業の推進
--------------	----------------------

【施策】

① サービス利用者への自立支援事業の推進

○福祉サービス利用援助事業の実施

福祉サービスの利用については、利用者の自己決定を基本に必要なサービスの情報提供とサービスの利用援助、権利擁護の推進など利用者の立場に立ったサービスの展開が進められています。しかし、判断能力が十分でないため自らの判断で適切なサービスが選べず、自分に合ったサービスを利用できない場合があります。

自己判断能力に不安のある認知症高齢者や障がい者等の権利を擁護するため、福祉サービスの利用手続きや定期的な訪問による見守り、日常生活上の助言や金銭管理等を行うとともに、本人を支える関係機関や町との連携を図ります。

○日常生活自立支援事業に関する制度の広報活動の充実

日常生活自立支援事業に関する制度や仕組みについて、広報活動を行い、町民や福祉サービス事業者などの理解を深めます。

(3) 災害時等緊急体制の整備〈継続〉

【現状と課題】

近年、地震や台風、豪雪・竜巻・集中豪雨などの異常気象が各地で相次ぎ、多くの自然災害が各地に甚大な被害をもたらしました。

こうした災害を受け、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者等といった地域の災害時要配慮者が、避難所等において長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じているケースもあります。

避難生活の早期の段階からこれらの方々の福祉ニーズを適格に把握し、そのニーズに可能な限り対応し、生活機能の維持を支援していく体制の構築が喫緊の課題となります。

本町は東海地震・南海トラフ地震防災対策強化地域に指定されており、過去の震災の教訓を踏まえ、万全の備えをしていく必要があります。

災害発生時には、ボランティア活動が円滑に行われるように、身延町及び関係団体等との連携を保ちながらボランティア申し出者の調整や情報提供ができる「救援合同本部」を速やかに設置できるように体制を整備します。

また、ボランティアセンター運営マニュアルに基づき、災害ボランティアの整備を行うと共に、年1回の割合で実施している災害ボランティアセンター設置運営訓練についても計画的に実施し、町対策本部との協定に基づき、災害対策における災害ボランティアセンターの位置づけを明確にしておきます。

【施策体系】

(3) 災害時等緊急体制の整備	① 災害時救援活動の充実
-----------------	--------------

【施策】

① 災害時救援活動の充実

○災害ボランティアセンターの体制づくり

いざ災害が発生した場合には、災害ボランティアの受け入れ、派遣に関係する機関や団体との連携や協力が不可欠です。

災害時を想定した災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を定期的に行い、緊急時に対応が出来る体制を作ります。

○災害ボランティア講座の実施

いつ起こるか分からない災害。暮らしを守るためにも日頃から災害について考えておくことが大切です。

災害ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの育成を行い、災害時に備えた人材育成を図ります。

○身延町災害対策本部との連携

「災害ボランティアセンター設置運営に関する協定書」に基づき、大きな災害が発生した場合は、町の災害対策本部と連携して、災害ボランティアセンターを立ち上げます。

災害対策本部での位置づけを明確にし、災害ニーズの把握に努めるとともに、的確なボランティア配置を行うことにより、被災者への効率的な支援を行います。

また、災害時の官民連携に備え、町が実施する訓練等に参加し、災害時の役割分担の確認や「情報訓練」等の連携確認を行っておきます。

(4) 安全・安心な地域をつくる防犯体制の整備〈継続〉

【現状と課題】

子どもや高齢者を狙う犯罪や高齢者の交通事故などは、依然として減らない状況にあり、地域ぐるみでの見守りや対応が求められています。

地域に住んだり、働いたりする人全員が共有の防犯意識を持ち、世代間交流ができる仕組みをつくるなどして、高齢者や子どもをはじめ、地域の人が詐欺の被害や交通事故に遭わないようにしなければなりません。

安全で安心して暮らすことのできる防犯力のある地域をつくり、町民の防犯意識の向上を図るために、警察など関係機関との連携を強化して、地域の事件や事故の防止に努めます。

また、安全・安心な地域づくりを推進するため、研修会等を実施して意識を高め、地域への啓発を行っていきます。

【施策体系】

(4) 安全・安心な地域をつくる防犯体制の整備	① 安全・安心の防犯体制の充実
	② 安否確認の充実

【施策】

① 安全・安心の防犯体制の充実

○交通安全・防犯対策教室の開催

すこやかクラブ（老人クラブ）等の会議や研修会などで交通安全教室・防犯講習会などを実施して、意識強化を図ります。

② 安否確認の充実

○配食員・配食ボランティアによる声かけの実施等

お弁当を利用している利用者に、配食事業を通して、声かけによる体調確認や安否確認を行っています。

このほか、地域での声掛け運動や情報共有の仕組みをつくり、顔の見える関係づくりを築けるよう努めます。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくり 〈継続〉

【現状と課題】

誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちづくりを行うため、利用者・居住者の視点で、まちの改善すべき視点に気づき、望まれるまちの姿を実現することを目指し、ユニバーサルデザインのまちづくりが全国的に進められています。

身延町社協での取り組みとしては、広報誌等を活用しての情報発信や、福祉バスを活用した門野の湯への移動手段の確保など、町民が少しでも暮らしやすさを感じられるよう、住環境の整備に努めています。

しかし、まだユニバーサルデザインの考え方が浸透していないため、広報誌等でさらなる情報を発信し、ユニバーサルデザインについての理解を深めていただくとともに、町や町民、事業所が互いに協力しながらユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの考えを広めていく必要があります。

※ユニバーサルデザインとは、

年齢・性別・年齢や能力の差、また国や文化、言語の差を問わず、誰でもわかりやすく、使いやすいものをつくるためのデザインのこと。

【施策体系】

(5) ユニバーサルデザインのまちづくり	① 施設整備の充実
	② 情報提供活動の推進
	③ 移動手段の充実

【施策】

① 施設整備の充実

○バリアフリーやユニバーサルデザインの情報提供

バリアフリーやユニバーサルデザインに関する情報を社協だより等で紹介し、暮らしやすい地域づくりのための情報提供を行います。

また、安心して外出できるところや全ての人に利用しやすい施設等の情報の取材、情報収集にも力を入れていきます。

※バリアフリーとは、

障がい者を含む高齢者等が社会生活に参加するうえで生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態。

② 情報提供活動の推進

○声の広報・社協だより・ボランティア情報誌

福祉ニーズの多様化により、住民が求める福祉情報も多様化しています。

自分に必要な福祉サービスが入手できる環境づくりは福祉のまちづくりを進めるために重要なこととして、わかりやすい福祉情報の提供に努めます。「声の広報」の充実拡大を検討し、「社協だより」「ボランティア情報誌」は分かりやすい情報、役立つ情報、楽しめる情報の発信を心がけます。

③ 移動手段の充実

○福祉バスの運行

各地区・地域を割り振り、月ごとの送迎表に基づき門野の湯への送迎を行っています。また、送迎がない時には、団体等の申請により運行しています。

温泉の送迎等は、サービスを落とさずに合理的な運行管理をし、福祉のまちづくりに資する研修等に積極的に利用できるような運用環境の拡充に努めます。

○施設におけるユニバーサルデザイン

福祉センターでの案内板設置場所や情報表現の仕方を工夫し、慣れない人にもわかりやすい案内を充実し、他の施設のモデルとなるように努めます。

計画の具体的な取り組み一覧

基本方針	助けあい、心のふれあうひらかれた町をつくる
------	-----------------------

基本目標 1	支えあいの地域福祉活動を展開する		
取り組み目標	施策	実施事業	事業概要
(1) 地域福祉ネットワークの構築	① 地域福祉活動の推進	小地域福祉活動の実施	地域福祉の推進を図るための住民による活動に要する経費を助成します。
		福祉協力員の設置	各区に1名以上を置き、地域における福祉の推進、地域住民のニーズの把握と連絡調整を行います。地域福祉の充実に繋がるような研修会等を企画します。
	② 各種団体組織の活動支援および連携	各種団体の事務局担当	事務局を担当し事務及び行事運営に携わっています。新たな時代の課題に取り組める組織の充実を目指して、地域での活動強化の推進を図ります。
		各種福祉関係団体等との情報の共有	情報の提供や情報の収集を積極的に行い、情報の共有化を図ります。
(2) 地域福祉への理解と浸透	① 福祉教育の推進	生活支援体制整備事業	設置された「身延町地域支えあい協議会」による地域における「支えあい」を推進します。
		学校での福祉教育	福祉の心の育成や地域社会との連携意識を育むことを目的に福祉教育やボランティア体験学習の実施に協力します。
		児童・生徒への福祉教育	「幸せ」や「ゆたかさ」を感じ、「支えあい・育てあう福祉の心を育む」ため、小中学校でのボランティア学習や体験を実施します。

	②イベント参加による福祉の推進	みのぶまつりへの参加	募集した福祉作文・ポスターの入賞者を表彰します。また、功労・協力援助に対する表彰状・感謝状の授与を行います。
	③赤い羽根共同基金の推進	配分金による助成	町内の世帯、施設、学校、企業等に募金の協力をお願いし、集まったお金が配分金として支給されます。
	④環境・支えあいの推進	エコキャップの回収	社協だより等を通じて回収のお願いをするなど、さまざまな機会を通じての広報活動に努めます。
(3) 地域福祉活動の担い手の育成	①ボランティア活動の育成支援	ボランティアセンターの事業推進、機能強化	ボランティア体験事業や講座を企画、運営します。
		ボランティアの養成講座の開催	手話教室など地域ボランティア学習会を開催し、スキルアップ、新たなボランティアの育成に努めます。
		ボランティアをPRするイベントの開催	地域での支えあい活動を基本にしたボランティア活動を推進します。「ボランティアの集い」は継続して開催します。
		ボランティア活動への支援、協力、助成	安心してボランティア活動を継続できるよう相談・支援・活動等の助成を行います。
(4) 情報提供と相談体制の充実	①広報啓発活動の推進	社協だよりボランティア情報誌の充実	多くの方々に読んでもらえる広報紙となるように、内容を充実させ、読みやすい紙面構成や身近な地域における情報源となるよう努めます。
		②相談支援の推進	心配ごと相談事業の充実
		弁護士無料相談事業の充実	専門性を要する相談に対応するため、弁護士による相談事業を開催します。

基本目標 2	安心して暮らせる福祉環境を整備する		
取り組み目標	施策	実施事業	事業概要
(1)福祉サービスの利用支援	①在宅福祉活動の推進	高齢者福祉施策の充実	町から配食サービス、生きがい活動支援通所サービス、ホームヘルプサービスを受託し、サービスを提供します。
		障がい者福祉施策の充実	町と委託契約を交わし、移動支援事業を実施しています。外出時に必要な介助及び支援を行っていますが、潜在化しているニーズの掘り起こしに努めます。
	②介護予防事業の推進 充実	軽運動教室の実施	軽運動とウォーキングにより体を動かす習慣を身につけ、健康で生き生きした生活を送ることができるよう支援します。
	③介護保険事業所の充実	事業所の運営	住みなれた場所で自立した日常生活を営むことが出来るように支援する介護保険3事業を行っています。民間事業所では困難と思われる事例についても積極的に受け入れ公益性の高い福祉サービスを提供していきます。
	④障がい福祉サービス事業所の充実	事業所の運営	障がい者（児）が自立した日常生活を営むことが出来るよう居宅介護事業所を運営しています。
	⑤家族介護者交流事業の推進	在宅介護者の集いの開催	介護の悩みや相談を気軽に話ができる場として、「在宅介護者の集い」を開催します。
	⑥各種貸付事業の充実	社会福祉金庫貸付事業の実施	低所得者に対し、生活意欲の助長と世帯の更生に必要な支援を行い、安定した生活を送れるようにすることを目的として実施。

		生活福祉資金貸付事業の 斡旋	低所得者や高齢者世帯、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。
	⑦養育支援訪問事業の 実施	養育支援訪問事業	様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、育児・家事援助を行います。
(2)日常生活自立 支援	①サービス利用者への 自立支援の推進	福祉サービス利用援助事業の実施	自己判断能力に不安のある認知症高齢者や障がい者等の権利を擁護するため、福祉サービスの利用手続きや定期的な訪問による見守り、日常生活上の助言や金銭管理を行います。
		日常生活自立支援事業に関する制度の広報活動の 充実	広報活動を行い、町民や福祉サービス事業者などの理解を深めます。
(3)災害時等緊急 体制の整備	①災害時救援活動の充 実	災害ボランティアセンター の体制づくり	災害時を想定し、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を定期的に行い、緊急時に対応が出来る体制を作ります。
		災害ボランティア講座の実 施	災害ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの育成を行い、災害時に備えた人材育成を図ります。
		身延町災害対策本部との 連携	大きな災害が発生した場合は、町の災害対策本部と連携して、災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者への効率的な支援を行います。災害時の官民連携に備え、町が実施する訓練等に参加し、災害時の役割分担の確認等を行っておきます。

(4) 安全・安心な地域をつくる防犯体制の整備	①安全・安心の防犯体制の充実	交通安全・防犯対策教室の開催	交通安全・防犯講習会などを開催して、意識強化を図っています。
	②安否確認の充実	配食員・配食ボランティアによる声かけの実施等	配食事業を通して声かけによる体調確認や安否確認を行っています。このほか、地域での声掛け運動や情報共有の仕組みをつくり、顔の見える関係づくりが築けるよう努めます。
(5) ユニバーサルデザインのまちづくり	①施設整備の充実	バリアフリーやユニバーサルデザインの情報提供	情報を社協だより等で紹介し、暮らしやすい地域づくりのための情報提供を行います。
	②情報提供活動の推進	声の広報・社協だより・ボランティア情報誌	「声の広報」の充実拡大を検討し、「社協だより」「ボランティア情報誌」は分かりやすい情報、役立つ情報、楽しめる情報の発信を心がけてます。
	③移動手段の充実	福祉バスの運行	温泉の送迎等はサービスを落とさずに合理的な運行管理をし、福祉のまちづくりに資する研修等に積極的に利用できるような運用環境の拡充に努めます。
		施設におけるユニバーサルデザイン	情報表現の仕方を工夫し、慣れない人にもわかりやすい案内を充実します。

第4章 計画の推進

1. 自助・互助・共助・公助の浸透

第3次地域福祉活動計画の推進にあたっては、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の考え方を基本とします。

自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に生活課題を解決する力で行う「自助」、家族、友人、クラブ活動の仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助けあい、それぞれが抱える生活課題を、お互いが解決しあう力で行う「互助」、制度化された相互扶助、社会保険制度、医療や年金、介護保険などのほか、家族や隣近所での助けあいや地域での支えあい活動を行う「共助」、自助・互助・共助でも支えることが出来ない問題に対して公共が行う「公助」、支えあいの地域づくりには、様々な生活課題を4つの「助」が関係しあい、連携によって解決していく取り組みを浸透させる必要があります。

日頃から自分自身の健康を保つことや困ったときに相談できる人を確保しておくよう心掛け、自分でできることは自分で行う努力、個人の力に限りがあっても相互の助けあいを通して安心して暮らせる地域を作り上げていく取り組み等、地域にかかわるすべての人々と一体となって総合的に地域福祉を推進していきます。

社協はその地域づくりを推進するため、町民と行政の懸け橋となり支援していきます。

2. 地域包括ケアの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるようにするためには、医療、介護、予防など多様な生活支援サービス等が、一人ひとりの状態やニーズに合わせて、適切に提供できる地域の体制づくりが必要です。

団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年に向けて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいきます。

地域包括ケアシステムを実現した後は、高齢者に限らず、若い世代や地域全体が、それぞれ持てる力や時間を互いに分かち合い、多世代の繋がり、ふれあいのなかで、支えあい、助けあいが行われる地域づくりを町の計画と調和を図りながら取り組んでいきます。

3. 協働による計画の推進

地域福祉の主役はすべての住民です。一人ひとりが地域における支えあい、助けあいの必要性を理解し、本計画を実践していけるよう計画内容の周知を図ります。

本計画を推進するために、社協と地域福祉推進の中心的担い手となる集落の区長、民生委員・児童委員、ボランティア、事業者など各種の関係者、機関、団体との連携を図りながらネットワークづくりを推進します。

また、行政との連携・協力のもとに、地域福祉を推進するほか、町民、事業者、関係機関との協働のもとに計画を推進します。

4. 計画の評価と見直し

毎年度末に事業の評価を行い、次年度に実施する事業の確認を行うほか、次年度以降の事業計画の検討を行います。

計画で設定した事業の実施に伴う評価の結果は、本計画の目標設定や取り組むべき事業等の見直し、次期計画の参考とします。

また、計画の期間中においても、目標の達成状況や事業の進捗状況を踏まえ、事業の実施方法、スケジュールの見直し等は、適時行うものとします。

社会福祉法人身延町社会福祉協議会地域福祉活動計画

令和 4 年 3 月発行

【発行】社会福祉法人身延町社会福祉協議会

【編集】社会福祉法人身延町社会福祉協議会

〒409-2523 身延町波木井 272-1

電話 0556-62-3773

FAX 0556-62-3777

E-mail minobushakyo@minobushakyo.jp